平成２２年（フ）第９９４２号
東京都杉並区和泉２丁目30―６　中野方
債務者　相場　忠清
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９７４号
東京都板橋区赤塚４丁目31―13　高橋方
債務者　水谷　雅史
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２８号
静岡県湖西市鷲津3556番地　メインシャトー丸山203
債務者　花田　　朗
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６８５号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地44―408
債務者　深澤　恒雄
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１００４８号
神奈川県横浜市金沢区釜利谷東７丁目３―８―101
債務者　菊本　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００４９号
神奈川県横浜市金沢区釜利谷東７丁目３―８―101
債務者　菊本八重子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３１号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目58番16―1654号　座間東原共同住宅
債務者　落合　裕志
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２０６号
静岡市葵区北1381番地の23
債務者　亀澤　浩子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７４号
静岡市葵区幸町43番地の５　Ｙ’ｓフラット206号、旧住所静岡県富士宮市小泉2158番地の84
債務者　原　　智彦
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０５号
静岡市駿河区西島138番地の１―303、旧住所静岡市駿河区敷地２丁目11番３―202号
債務者　長坂　慎吾
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４３号
静岡市駿河区寺田219番地の４
債務者　天野　紘実
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３２号
静岡県富士市大淵2445番地の３ダンサファミリア103号、住民票上の住所静岡県富士市大淵3403番地の７
債務者　加藤　隆子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午後１時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第８７号
岡山県勝田郡勝央町豊久田84番地
債務者　松井　久子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午前10時20分
岡山地方裁判所津山支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第８号
宮城県登米市迫町新田字狼ノ欠20番地241
破産者　伊藤　一美
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第２１６８号
名古屋市東区泉３丁目１番９号　井上正三方
破産者　井上　且元
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１１号
名古屋市北区山田２丁目11番11号　大曽根住宅４棟10―11号
破産者　成瀬　清春
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部